

青森県報

号外第十六号

平成十八年
三月十三日
(月曜日)

目次

監査委員

監査結果に対する措置の公表…………… (事務 回) …… 一

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則…………… (企画政策課) …… 四

青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 五

青森県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則…………… (同) …… 六

青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程…………… (同) …… 六

監 査 報 告

監査結果に対する措置の公表

平成17年11月2日付け青監査第78号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月13日

青森県監査委員

同

同

同

林 忠 男

鶴 賀 茂 世

小比類巻 雅明

平 山 誠 敏

監査箇所名	監査結果	措置の内容
人事課	報酬及び資金に おいて、勤務状況の 確認を怠っている もの及び勤簿が適 正に整備されてい ないものがある。	所属内において非 常勤職員等の勤 務状況の確認(出 勤簿と年休簿周 知の突合せ等)を 徹底するよう周知 を図った。
青森県税事務所 弘前県税事務所 八戸県税事務所 五所川原県税事務所 十和田県税事務所 むつ県税事務所	収入未済の解消に 努めること。	財政改革プランに おいて、平成20 年度までの5年 間に約12億円の 収入未済額の圧 縮を図ることとし 「県税各課事務 所において窓口 延長や休日開 行等全所体制で 取り組むこととし 、更に、緊密に これらと併せて 徴収の取組みを 強化し、計画的 ・効率的な収入 未済の解消に努 めている。
弘前県税事務所	現金の取扱いが適 正でないものがある。	後納郵便料及び 電話料金を振替 日に入金しなかつ たため、現金が 口座に数日間滞 留したためであり 、今後は、支払 手続に遅延のな いよう厳正な財 務事務の執行に 努めることとし た。
八戸県税事務所	前渡資金の取扱い が適正でないもの がある。	前渡資金の取扱 いについて、細 心の注意を払い チェック体制の 強化を図ること とした。
むつ県税事務所	旅費において、支 給金額が誤ってい るものがある。	旅費の執行手続 を的確に行うた め、適正な支給 手続を徹底させ た。
	需用費及び委託 料において、支払 手続が滞っている ものがある。	支払手続の遅延 については、支 払事務において 債務履行のため の管理の不徹底 により支払い遅 延が生じたこと であり、今後は 、支払手続に遅 延のないよう、 厳正な財務事務 の執行に努める こととした。

	いるものがある。	もに事務処理に遺漏のないよう万全を期すこととした。
	償還金において、支出金額が誤っているものがある。	平成17年 9月22日追給済。
	電気料支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。	街灯等の使用の中止に当たり、契約解除に係る経費の有無について、契約の相手方に確認する等事務処理に遺漏のないよう万全を期すこととした。
	現金の取扱いが適正でないものがある。	今後は適正な執行に努めるとともに、前渡資金取扱者の通帳記帳確認の頻度を増やすこととした。
教育政策課	普通預金通帳(交際費用)が所在不明となっている。	今後は、通帳の保管場所からの出し入れについては、複数職による確認等のチェック機能を強化するとともに、保管先の保状免の確認を定期的に行うことを徹底し、事務処理に遺漏のないよう万全を期すこととした。
県立学校課	旅費において、支給金額が誤っているものがある。	支給金額の誤りについて返納、追給を行い、今後は、複数職による確認等のチェック機能を強化し、事務処理に遺漏のないよう万全を期すこととした。
青森県立田名部高等学校	旅費において、支給金額が誤っているもの及び精算が適正でないものがある。	支給金額の誤りについて返納、追給を行い、周知徹底するとともに、複数職による確認等のチェック機能を強化し、事務処理に遺漏のないよう万全を期すこととした。
青森県警察本部	報償費において、過年度支出となっているものがある。	事業実施担当者とは、業務担当者連絡を密にし、健康に支払体制の強化を図り再発防止に努める。

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第五号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「広報広聴課」を「広報相談課」に、「警務教養課」を「警務課」に、「企画政策課」を「政策教養課」に改める。

第三条の二の見出しを「(広報相談課)」に改め、同条中「広報広聴課」を「広報相談課」に改め、同条に次の二号を加える。

七 犯罪被害者対策に関すること。

八 犯罪被害者等給付金等の支給に関すること。

第四条の見出しを「(警務課)」に改め、同条中「警務教養課」を「警務課」に改め、同条第一号中「人事」の下に「及び定員」を加え、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 警察運営に関する企画及び調査に関すること(政策教養課の所掌に属するものを除く。)

五 鑑察の組織に関すること。

第四条中第六号から第八号までを次のように改める。

六 前二号に掲げる事務に関する総合調整に関すること。

七 職員の勤務制度に関すること。

八 条例案その他公文書類の審査に関すること。

第四条中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十四号とし、第十四号を第十一号とする。

第五条の見出しを「(政策教養課)」に改め、同条中「企画政策課」を「政策教養課」に改め、同条第一号中「警務教養課」を「警務課」に改め、同条中第二号及び第三号を次のように改める。

一 情報の公開に関すること。

三 個人情報保護に関する事。
 第五条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 警察教養に関する事（青森県警察学校（以下「警察学校」という。）における教養を除く。）。

六 警察史料の収集に関する事。

七 術科大会に関する事。

六 六条の二に次の二号を加える。

八 職員の公務災害補償に関する事。

九 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。

七 七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 留置管理業務に関する事。

第十條の二第一号中「の運用」を削り、同条に次の二号を加える。

三 通信指令システムの管理及び運用に関する事。

四 警察通信のうち無線業務に関する事。

第十六條中「災害対策課」を「外事課」に改める。

第十七條第一号中「収集」の下に「（外事課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「その他の」を「その他」に改め、「警備第二課」の下に「及び外事課」を加え、才及び力を削る。

第十七條の二第一号中「（災害対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の三号を加える。

六 災害警備に関する事。

七 広域緊急援助隊の編成及び運用に関する事。

八 各種防災機関との協力援助に関する事。

第十七條の三を次のように改める。

（外事課）

第十七條の三 外事課においては、次の事務をつかさどる。

一 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。）に関する警備情報その他外国人に係る警備情報の収集に関する事。

二 次に掲げる犯罪の取締りに関する事。

ア 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する犯罪
 イ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に規定する犯罪

ウ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの
 エ 第十七條第二号に掲げる犯罪その他警備犯罪でテロリズムに関するもの及び外国人に係るもの

第十八條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十條の三を削る。

第二十二條の二中「警務部以外の」を削り、「一人を置き」を「を置き」に改める。

第二十四條中「本部長事故」を「本部長に事故の」に、「に事故」を「に事故の」に改める。

第二十五條中「事故」を「に事故の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正）

2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第十六号中「嚙み傷」を「噛み傷」に改める。

青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十八年三月十三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第六号

青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部を改正する規則

青森県警察行政不服審査手続きに関する規則（昭和四十七年一月青森県公安委員会

規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項中「青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号以下「公開条例」という。)」を「青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)及び青森県個人情報保護条例(平成十一年十二月青森県条例第五十七号)(以下「公開条例等」という。)」に改める。

第五号の二の見出し中「公開条例」を「公開条例等」に改め、同条第一項中「公開条例」を「公開条例等」に、「企画政策課長」を「政策教養課長」に改める。

第六号及び第十八号第二項中「公開条例」を「公開条例等」に、「企画政策課長」を「政策教養課長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月十三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二章の規定による青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)の例による。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県警察本部訓令第四号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 署

青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成十八年三月十三日

青森県警察本部長 長 尾 正 彦

青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二章の規定による青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)の例による。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭